

神戸市家族介護慰労事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市家族介護慰労事業実施要綱（以下「要綱」という。）の規定により、家族介護慰労金（以下「慰労金」という。）を支給する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 要綱第2条第1号中、「臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態」並びに「認知症の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態」とは、介護保険法第27条第5項前段（準用される場合を含む。）の規定により通知された審査及び判定の結果において要介護状態区分が要介護4以上に該当するとされた者（以下「要介護高齢者」という。）であること。但し、要介護3に該当するとされた者で、別表1に定める認知症の状態にあり、別表2に定める問題行動が1項目以上1度又は2度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められる場合は、要介護高齢者とみなすことができる。

2 前項に該当する者のうち、重度心身障害者（児）介護手当の受給者となる者は除く。

(申請)

第3条 要綱第4条に規定する申請にあたっては、神戸市家族介護慰労事業申請書（様式第1号）のほか、必要に応じて要介護高齢者の住民票（写）（外国人にあっては、外国人登録済証明書）等必要な書類の提出を求めることができる。

(通知)

第4条 要綱第5条による申請者への通知は、受給資格の認定をしたときは、神戸市家族介護慰労金支給認定通知書（様式第2号）により、受給資格がないと認めるときは、神戸市家族介護慰労金支給却下通知書（様式第3号）により行う。

(預金口座)

第5条 受給者に預金口座がないときは、新たに口座を設けるよう指導する。

(支給方法)

第6条 慰労金の支給は、介護保険サービスの利用状況等対象者要件を確認したうえで、支給するものとする。

(慰労金の返還)

第7条 慰労金を返還させる時は、神戸市家族介護慰労金返還請求書（様式第4号）及び納入通知書を送付し、納入通知書により本市指定金融機関等に納めさせる。

附則

1. この要領は、平成13年4月1日から施行する。
2. この要領は、平成16年4月1日から施行する。
3. この要領は、平成18年4月1日から施行する。
4. この要領は、平成18年12月20日から施行する。
5. この要領は、平成20年6月1日から施行する。

別表1 「認知症の状態」

	重度	中度	軽度
ア. 記憶障害	1. 自分の名前がわからない。 寸前のことも忘れる。	2. 最近の出来事がわからない。	3. 物忘れ、置き忘れが目立つ。
イ. 失見当	1. 自分の部屋がわからない。	2. 時々、自分の部屋がどこにあるのかわからない。	3. 異なった環境に置かれると、一時的にどこにいるのかわからなくなる。

別表2 「問題行動の程度」

	1度 (重度)	2度 (中度)	3度 (軽度)
ア. 攻撃的行為	1. 他人に暴力をふるう	2. 乱暴なふるまいを行う	3. 攻撃的な言動を吐く
イ. 自傷行為	1. 自殺を図る	2. 自分の身体を傷つける	3. 自分の衣服を裂く、破く
ウ. 火の扱い	1. 火を常にもてあそぶ	2. 火の不始末が時々ある	3. 火の不始末をすることがある
エ. 徘徊	1. 屋外をあてもなく歩き回る	2. 家中をあてもなく歩き回る	3. 時々、部屋内でうろろする。
オ. 不穏興奮	1. いつも興奮している	2. しばしば興奮し、騒ぎ立てる	3. 時には興奮し、騒ぎ立てる
カ. 不潔行為	1. 糞尿をもてあそぶ	2. 場所をかまわず放尿、排便をする	3. 衣服等を汚す
キ. 失禁	1. 常に失禁する	2. 時々失禁する	3. 誘導すれば自分でトイレに行く